

入札説明書

調達内容等件名 広島市水道局牛田浄水場で使用する電気

公 告 日 平成24年12月27日

(広島市報調達号外382号)

上記に係る入札等については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市水道局財務課契約係

項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部局
- 3 調達内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 仕様書等に関する質問
- 6 入札の方法
- 7 開札
- 8 その他

契約書（案）及び仕様書

- | | |
|------|---|
| 別紙 1 | 平成 2 3 年度時間最大使用電力日における負荷曲線 |
| 別紙 2 | 平成 2 4 年度時間最大使用電力日における負荷曲線 |
| 別紙 3 | 予定使用電力量及び最大需要電力量実績
月別使用電力量実績 |
| 別 添 | 入札書（指定様式）
入札附属書
委任状
仕様書に関する質問書（指定様式） |

1 契約者

広島市水道事業管理者

2 契約担当部局

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課契約係

電話 082-511-6826 (直通)

3 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

広島市水道局牛田浄水場で使用する電気 予定使用電力量 17,541,483 kWh (3年間)

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から平成28年3月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 履行期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで(3年間)

(5) 履行場所

広島市水道局牛田浄水場

広島市東区牛田新町一丁目8番1号

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(3) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(4) 広島市競争入札参加資格の「平成23・24・25年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「電力供給」に登録している者であること。

当該資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

ア 申請期間

(ア) 平成24年12月27日から平成25年1月17日までの広島市の休日を定める条例(平成3年条例第49号)第1条第1項の各号に掲げる市の休日(以下「市の休日」という。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時まで。

(イ) 前記(ア)の期間の経過後に申請した場合は、本件調達に係る開札の日時までには当該申請に係る資格審査を終了できないおそれがある。

イ 申請書の配布方法、提出場所又は問合せ先

次の場所において配布し、又は広島市のホームページに記載する。

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

電話 082-504-2083 (直通)

ウ 申請書等の配布期間

(7) 期間

随時に配布する。ただし、市の休日を除く。

(4) 時間

午前8時30分から午後5時まで。

エ 申請方法

申請書等は、前記イ（申請書等の配布方法、提出場所又は問合せ先）の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

オ 申請者の義務

申請者は、本市から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 営業を行う上で法令上許可、認可等を必要とする登録種目にあつては、その許可、認可等を受けていること。

5 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に関する質問がある場合は、次のとおり、書面（指定様式）を提出すること。

ア 提出期間

平成24年12月27日から平成25年1月28日までの市の休日を除く毎日。午前8時30分から午後5時まで。

イ 提出場所及び問い合わせ先

〒730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局計画課

電話 082-511-6842（直通）

ウ 提出方法

郵送（書留郵便）又は持参とする。

(2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以降、次のとおり閲覧に供する方法で回答する。なお、上記(1)アの期間の経過後に質問書を提出した場合は、入札書等の提出期限までに当該質問に対する回答ができないおそれがある。

ア 閲覧期間

平成24年12月28日から平成25年2月7日までの市の休日を除く毎日。午前8時30分から午後5時まで。

イ 閲覧場所

前記(1)イに同じ。

6 入札の方法

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

前記2（契約担当部局）に同じ。

(2) 入札書及び入札附属書の提出期限

平成25年2月7日の午後5時までに提出すること。郵送する場合は、書留郵便とし、期限日の午後5時までに必着させること。

(3) 入札書及び入札附属書の作成方法等

ア 入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。

イ 入札書は、本局所定の用紙によること。

ウ 入札書（指定様式）の記載項目

(7) 入札書第何回

(4) 年月日「平成 年 月 日」（提出日を記入すること。）

(9) 競争入札参加者の住所、氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）

(5) 入札金額（参考 3年間の予定総額）及び入札金額を3年間の予定使用電力量で割った額

- (d) 基本料金単価（契約電力に対する契約希望単価）
- (e) 電力量料金単価（予定使用電力量に対する契約希望単価）
- (f) 割引料金（月額）
- (g) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。
- 2 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。
- 3 入札金額の訂正は認めない。
- 4 本入札書に記載する入札金額(参考 3年間の予定総額)は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もった3年間の予定総額の105分の100に相当する金額を記載すること。

エ 入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。ただし、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別紙「入札附属書（入札書積算内訳）」を見本に、入札金額（参考 3年間の予定総額）の積算の内訳を任意様式（用紙はA4サイズ（定型）とし、2ページ以上に及ぶ場合には袋とじのうえ、割印をすること。）に記載して提出すること。

なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない（金額が一致していない）場合は、無効とする。

- (ア) 標題「入札附属書（入札書積算内訳 第何回）」
- (イ) 年月日「平成 年 月 日」（提出日を記入すること。）
- (ロ) 競争入札参加者の住所、氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び押印（代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印）
- (ハ) 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月ごとの基本料金の契約希望単価（標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。）
- (ニ) 予定使用電力量に対する電力量料金の各月ごとの契約希望単価（複数設定可能。）、金額及び積算方法
- (ホ) 割引がある場合、その割引料金及び積算方法
- (ヘ) 各月ごとの基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額
- (コ) 1年間の基本料金合計、電力量料金合計、割引料金合計、予定総額
- (ク) 3年間（履行期間）における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額及び当該合計金額の105分の100に相当する金額（予定総額）

(注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。

- 1 「競争入札参加者の住所、氏名」及び「印」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号（名称）及び代表者の氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届け出たものとする。
- 2 外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。
- 3 基本料金及び電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額及び3年間の予定総額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- 4 別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

(4) 入札書及び入札附属書の提出方法等

ア 入札書及び入札附属書を直接提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ封印し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「平成25年2月8日午前9時開札（広島市水道局牛田浄水場で使用する電気）の第1回入札書在中」の旨を記載し、前記2（契約担当部局）に入札書の提出期限までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目、第3回目の

入札書及び入札附属書を準備しておくことをおすすめします。

イ 入札書及び入札附属書を郵便(書留郵便に限る。)により提出する場合は、入札回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書及び入札附属書を作成し、3通それぞれ封筒に入れて封印し、その封皮には入札者の商号(名称)を記載し、「平成25年2月8日午前9時開札(広島市水道局牛田浄水場で使用する電気)の入札書第何回目在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、表面に「平成25年2月8日午前9時開札(広島市水道局牛田浄水場で使用する電気)の入札書在中」と朱書し、親展により前記2あて入札書の提出期限(前記6(2))までに必着させなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書及び入札附属書の差替え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 無効の入札書

ア 次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (ア) 本件に係る入札公告及び入札説明書に示した競争入札参加資格のない者が提出したもの
- (イ) 入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出したもの
- (ウ) 入札書に記名押印がないもの。ただし、外国事業者が押印に代えて署名したものを除く。
- (エ) 入札書の記入文字が明確でないもの
- (オ) 一の入札に同一の入札者又は代理人から2通以上の入札書が提出されたもの
- (カ) 入札金額を訂正した入札書
- (キ) 再度の入札における入札金額が、前回の入札の最低金額以上の額である入札書

イ 競争入札参加資格申請書等に虚偽の記載をした者が提出した入札書は、無効とする。

ウ 「物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程」(平成7年広島市水道局規程第11号)第7条第4項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時まで提出すること(外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。)

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穩の挙動等をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあるときは、入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(8) 入札方法

ア 入札書の入札金額は、入札附属書により見積もった3年間の総価(3年間の予定総額)を記載すること。

イ 入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。

ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。

(9) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価(当該金額に1円未満の端数を含むことができる。)で行う。

(10) 太陽光発電促進付加金等

入札価格の算定に当たっては、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、入札金額に含まないものとして入札すること。

7 開札

(1) 開札の日時及び場所

平成25年2月8日午前9時

広島市水道局基町庁舎 10階入札室

(2) 開札

ア 入札参加者は、開札に立ち会うこと(立ち会うことができる者は、1名とする。)。立ち会うことができない場合は、開札時刻までに前記2の部局に連絡すること。入札参加者が立ち会わない場合、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。
- ウ 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参加資格を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）」及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場所から退場することができない。
- オ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、直ちに再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ア 本件公告に示した調達サービスを履行できると本局が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。
- ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除する。(広島市水道局契約規程第12条第1項第3号、第34条第1項第7号)

(3) 契約手続における交渉の有無

無

(4) 契約書の作成等

- ア 契約の相手方が決定したときは、落札者を決定した日から5日以内の日(最終日が市の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い同項各号に掲げる日でない日)において、落札者が広島市水道局から交付された契約書に記名・押印して、取り交わすものとする。
- イ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金(契約予定金額の100分の5)を支払うものとする。
- ウ 契約書は2通作成し、本局及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。
- エ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本局が交付する。
- オ 本契約は、本局が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。ただし、外国事業者にあつては、押印を署名に代えることができる。

(5) 契約条項

別冊「契約書(案)」のとおり。

(6) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。

また、本局は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

(7) 本調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」の適用を受ける調達であるため、同協定第20条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の判断をしたときは、契約締結の留保及び契約解除を行うことができる。

契 約 書 (案)

広島市（以下、「発注者」という。）と、〇〇〇〇株式会社（〇〇〇〇部）（以下、「受注者」という。）とは、広島市水道局牛田浄水場で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の広島市水道局牛田浄水場で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価（以下、「電気料金」という。）を支払うものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

基本料金 単 価	〇, 〇〇〇. 〇〇円/kW（消費税及び地方消費税を含む。）
電力量料金 単 価	〇〇. 〇〇円/kWh（消費税及び地方消費税を含む。）

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して、これを改定できる。

（契約期間）

第3条 契約期間は、平成25年2月〇日から平成28年3月31日までとする。（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

（履行期間）

第4条 履行期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

（契約保証金）

第5条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第7条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。

（契約電力の増減）

第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、発注者と受注者とが協議して、契約電力を決定するものとする。

2 前項の規定により契約電力が500kWを超え発注者と受注者とが協議の上契約電力を決定した後に、発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金の支払について発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

3 契約電力を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上変更するものとする。

（使用電力量の計量及び検査）

第9条 毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、受注者は計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受けなければならない。

（電気料金の算定）

第10条 電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額）

- 2 基本料金は、契約電力に第2条第1項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。
- 3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、一般電気事業供給約款料金算定規則(平成11年通商産業省令第105号)に定める燃料費調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。
- 4 太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、本市を管轄する一般電気事業者が定める電気契約要綱及び標準料金表又は特定規模需要の標準(託送)供給条件による。

(電気料金の支払及び遅延利息)

第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)

- 2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受領した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(談合行為等の措置)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札(見積合わせを含む。以下同じ。)に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (2) この契約に係る入札に関して、受注者(受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
 - (3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。
 - (4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。
- 2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金(各年度の支払予定額のうち最も高い額)の20パーセント(ただし、前項第4号に該当するときは、10パーセント。)に相当する額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。
- 3 前2項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(契約解除)

第13条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。
- (2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。

(4) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

- ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
- イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等
- ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等
- エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
- オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 受注者は、前項第3号から第5号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項第3号から第5号の規定により契約を解除されたときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金(各年度の支払予定額のうち最も高い額)の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

(契約解除後の処理)

第14条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。

2 発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を受注者に支払うものとする。

(1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額。

(2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額。

3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行うものとする。

(守秘義務)

第16条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。

2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(特約事項)

第17条 本契約について、次年度の予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うこ

とがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。
(その他)

第18条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とが協議して決定する。

2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年2月〇日

発注者 広島市中区基町9番32号

広島市

代表者 広島市水道事業管理者

広島市水道局長 宮本 晃

印

受注者 〇〇県〇〇市〇区〇〇町〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

代表者 職名 氏名

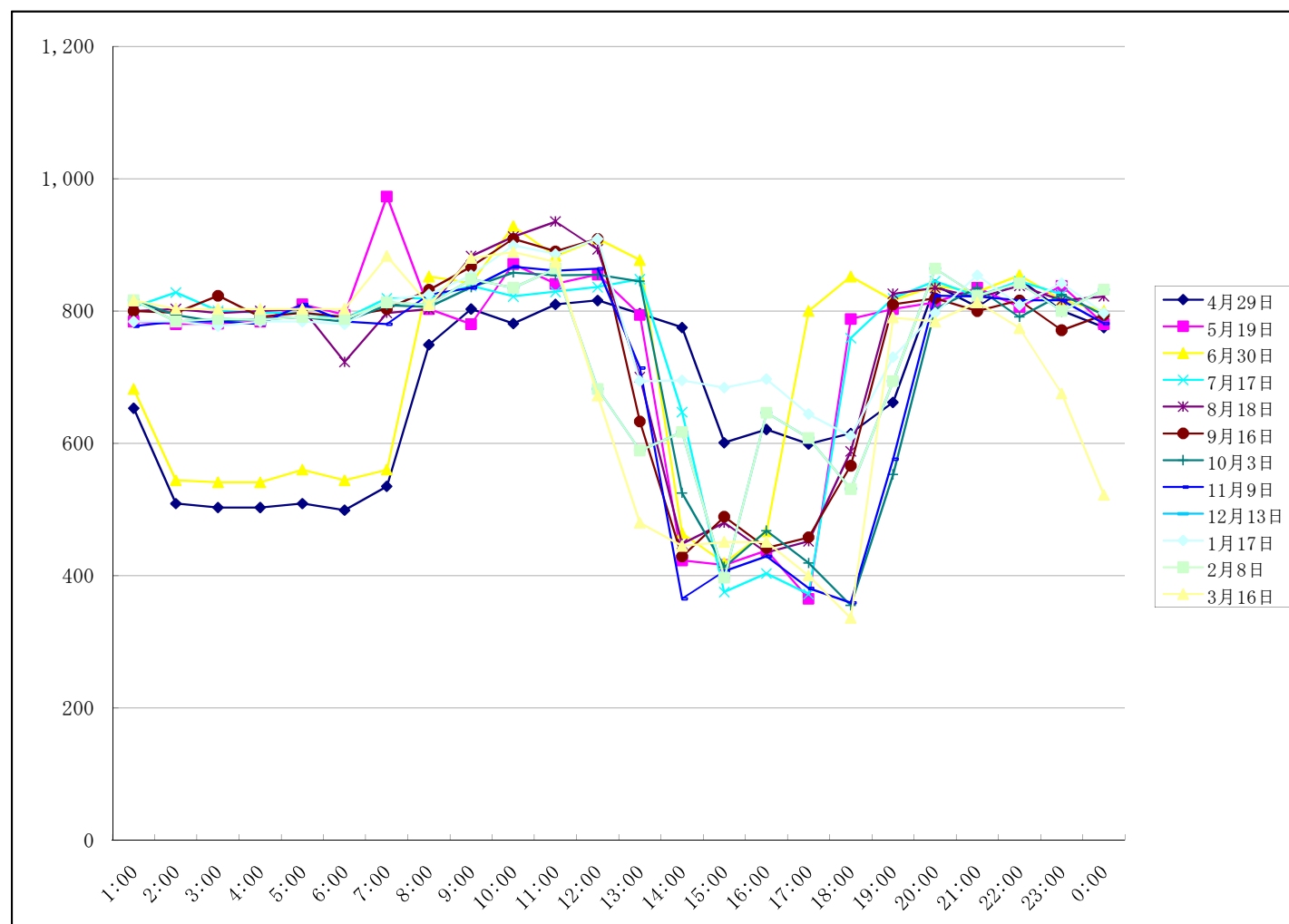
印

仕 様 書

区 分	仕 様 内 容
需 要 場 所 等	広島市東区牛田新町一丁目 8 番 1 号 広島市水道局牛田浄水場
受 電 設 備	牛田浄水場受変電所
業 種 及 び 用 途	産業用
供 給 電 気 方 式	交流 3 相 3 線式
受 電 電 圧	20,000V
標 準 周 波 数	60Hz
受 電 方 式	2回線受電（常時回線及び予備回線）
契 約 電 力	1,400kW （契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測される 需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）
標 準 力 率	100%
予 定 使 用 電 力 量	5,847,161kWh/年
使 用 期 間	平成25年4月1日 0:00 ~平成28年3月31日 24:00
検 針 方 法	自動検針（毎月1日0:00）
電 力 量 計 （自動検針装置）	製造メーカー：富士電機システムズ株式会社 型 式：FP3EL-K19R（パルス2000pulse/kWh）
需 給 地 点	場内に設置した変電所の20kV配電線引込口の壁ぬき用ブッシングの電源 側端子（壁ぬき用ブッシングの所有は中国電力株式会社）
保 安 責 任 分 界 点	需給地点に同じ
財 産 分 界 点	需給地点に同じ
事 故 ・ 災 害 時 の 電 力 の 確 保	電力供給側の事故や災害により、広島市水道局牛田浄水場への電力供給が停 止した場合には業務に支障が生じることがないように、予備の発電設備又は他の 電気事業者からの電力を確保すること。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・自動力率調整（中央監視盤による制御）を行っている。 ・特定規模電気事業者が電気を供給する場合にあっては、必要な情報伝達装置 に係る経費は特定規模電気事業者の負担とする。 ・その他必要な事項は、一般電気事業者が定める託送供給約款による。

平成23年度 牛田浄水場最大使用電力日における負荷曲線（単位：kW）

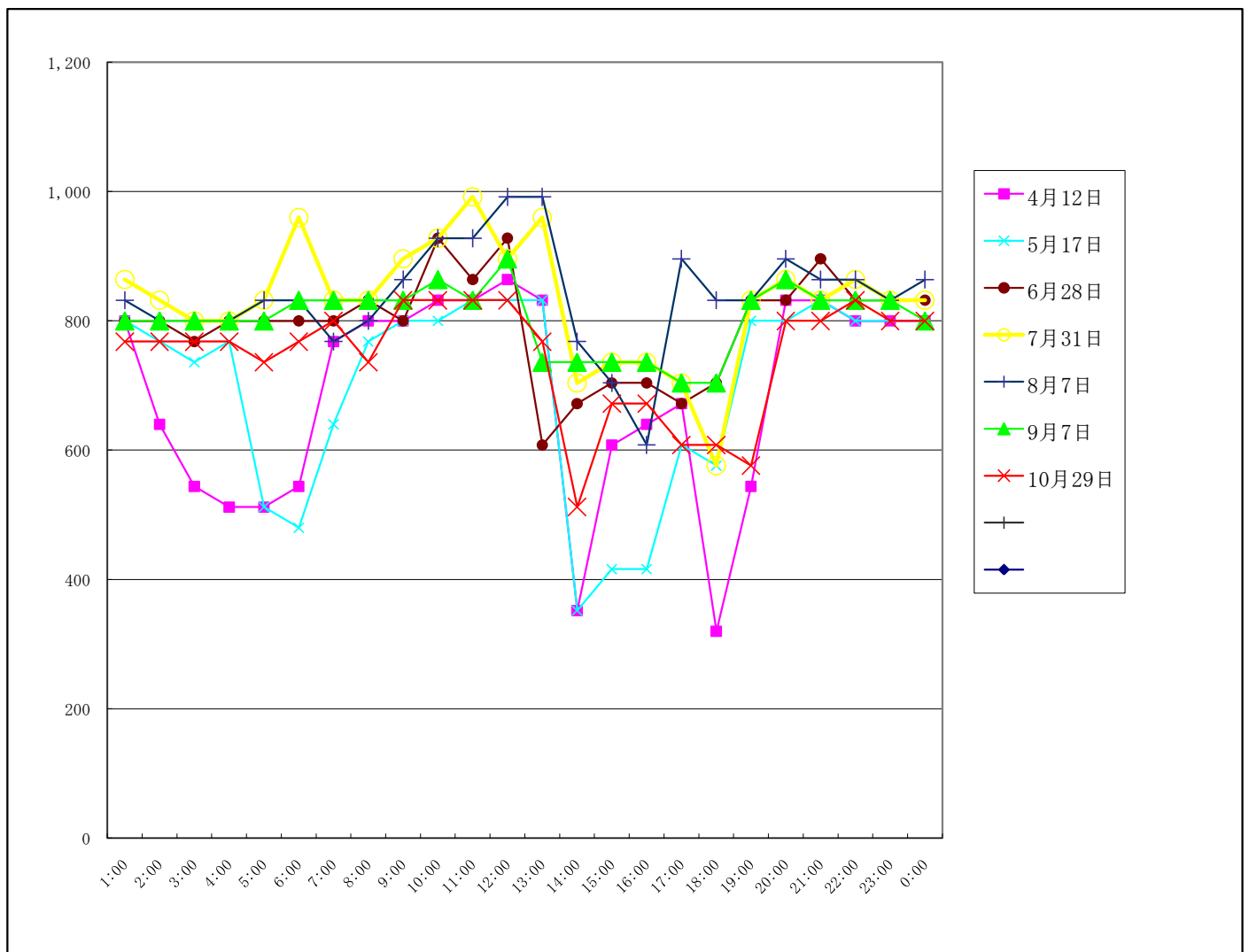
区分	4月29日	5月19日	6月30日	7月17日	8月18日	9月16日	10月3日	11月9日	12月13日	1月17日	2月8日	3月16日
1:00	653	784	682	806	800	800	816	777	816	784	816	816
2:00	509	780	544	828	803	797	794	784	784	784	784	803
3:00	503	781	541	800	797	823	784	784	788	777	788	803
4:00	503	784	541	797	800	791	788	780	787	784	787	803
5:00	509	810	560	797	803	797	791	810	791	784	791	803
6:00	499	794	544	788	723	791	784	784	788	780	788	803
7:00	535	973	560	819	797	803	809	780	813	816	813	883
8:00	749	803	852	819	803	832	806	825	809	825	809	809
9:00	803	780	842	838	883	867	836	835	848	854	848	880
10:00	781	871	928	822	912	909	858	867	835	899	835	889
11:00	810	841	883	829	935	890	854	861	864	886	864	874
12:00	816	855	909	836	893	909	855	864	682	909	682	672
13:00	796	794	877	848	700	633	845	714	589	694	589	480
14:00	775	423	464	647	448	429	525	365	617	695	617	445
15:00	601	416	419	375	480	489	413	407	397	684	397	451
16:00	621	438	467	403	435	442	468	429	646	697	646	451
17:00	599	365	800	372	452	458	419	381	608	644	608	400
18:00	615	788	852	759	588	566	355	359	531	611	531	336
19:00	662	803	816	819	826	810	553	576	694	730	694	790
20:00	839	813	838	845	835	819	803	823	864	797	864	784
21:00	806	835	829	822	820	800	835	822	823	854	823	813
22:00	848	806	854	845	838	816	791	816	842	809	842	774
23:00	800	838	816	825	816	771	825	816	800	842	800	675
0:00	775	780	800	813	822	794	794	781	832	797	832	522
合計	16,407	17,955	17,218	18,152	18,009	17,836	17,401	17,040	17,848	18,736	17,848	16,759



(注) 自動力率調整を行っている中央監視盤による計測数値であることから、実際の利用状況との誤差を生じている場合がある。

平成24年度 牛田浄水場最大使用電力日における負荷曲線 (単位: kW)

区分	4月12日	5月17日	6月28日	7月31日	8月7日	9月7日	10月29日					
1:00	800	800	800	864	832	800	768					
2:00	640	768	800	832	800	800	768					
3:00	544	736	768	800	800	800	768					
4:00	512	768	800	800	800	800	768					
5:00	512	512	800	832	832	800	736					
6:00	544	480	800	960	832	832	768					
7:00	768	640	800	832	768	832	800					
8:00	800	768	832	832	800	832	736					
9:00	800	800	800	896	864	832	832					
10:00	832	800	928	928	928	864	832					
11:00	832	832	864	992	928	832	832					
12:00	864	832	928	896	992	896	832					
13:00	832	832	608	960	992	736	768					
14:00	352	352	672	704	768	736	512					
15:00	608	416	704	736	704	736	672					
16:00	640	416	704	736	608	736	672					
17:00	672	608	672	704	896	704	608					
18:00	320	576	704	576	832	704	608					
19:00	544	800	832	832	832	832	576					
20:00	832	800	832	864	896	864	800					
21:00	832	832	896	832	864	832	800					
22:00	800	800	832	864	864	832	832					
23:00	800	800	832	832	832	832	800					
0:00	800	800	832	832	864	800	800					
合計	16,480	16,768	19,040	19,936	20,128	19,264	17,888	0	0	0	0	0



(注) 自動力率調整を行っている中央監視盤による計測数値であることから、実際の利用状況との誤差を生じている場合がある。

1 牛田浄水場使用予定電力使用量（月別・時間別） 平成25-27年度 ※神田山分も含む (単位:kWh)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1:00	19,580	20,190	20,280	24,010	24,270	22,990	21,200	19,680	20,310	20,240	17,210	18,790
2:00	19,580	20,190	20,280	24,660	24,930	23,610	21,200	19,680	20,310	20,240	17,210	18,790
3:00	19,400	20,010	20,100	23,830	24,090	22,820	21,020	19,510	20,130	20,070	17,060	18,620
4:00	19,580	20,190	20,280	23,750	24,000	22,730	21,200	19,680	20,310	20,240	17,210	18,790
5:00	19,580	20,190	20,280	23,750	24,000	22,730	21,200	19,680	20,310	20,240	17,210	18,790
6:00	19,480	20,090	20,180	23,480	23,730	22,480	21,100	19,580	20,210	20,140	17,120	18,700
7:00	20,380	21,020	21,110	24,400	24,660	23,360	22,070	20,490	21,140	21,070	17,910	19,560
8:00	20,600	21,250	21,340	24,400	24,660	23,360	22,310	20,710	21,380	21,300	18,110	19,770
9:00	21,330	21,990	22,090	24,970	25,230	23,900	23,100	21,440	22,130	22,050	18,750	20,470
10:00	22,450	23,150	23,250	24,490	24,750	23,440	24,320	22,570	23,290	23,220	19,730	21,550
11:00	22,130	22,820	22,920	24,700	24,960	23,650	23,970	22,250	22,960	22,880	19,450	21,240
12:00	22,703	23,414	23,492	24,895	25,187	23,858	24,608	22,873	23,577	23,527	19,965	21,782
13:00	17,330	17,870	17,950	25,270	25,540	24,190	18,770	17,430	17,980	17,920	15,230	16,640
14:00	17,360	17,900	17,980	19,270	19,480	18,450	18,800	17,450	18,010	17,950	15,250	16,660
15:00	17,080	17,620	17,690	11,170	11,290	10,700	18,500	17,180	17,720	17,670	15,020	16,400
16:00	17,410	17,950	18,030	12,010	12,130	11,490	18,850	17,500	18,060	18,000	15,300	16,710
17:00	16,080	16,590	16,660	11,080	11,200	10,610	17,420	16,170	16,690	16,630	14,140	15,440
18:00	15,260	15,740	15,800	22,610	22,850	21,650	16,530	15,340	15,830	15,780	13,410	14,650
19:00	18,230	18,800	18,880	24,400	24,660	23,360	19,740	18,330	18,910	18,850	16,020	17,500
20:00	19,910	20,530	20,620	25,170	25,440	24,100	21,560	20,010	20,650	20,580	17,500	19,110
21:00	21,330	21,990	22,090	24,490	24,750	23,440	23,100	21,440	22,130	22,050	18,750	20,470
22:00	20,200	20,840	20,930	25,170	25,440	24,100	21,880	20,310	20,960	20,890	17,760	19,390
23:00	21,030	21,690	21,780	24,580	24,840	23,530	22,780	21,140	21,820	21,740	18,480	20,180
0:00	19,910	20,530	20,620	24,220	24,480	23,190	21,560	20,010	20,650	20,580	17,500	19,110
合計	467,923	482,554	484,632	540,775	546,567	517,738	506,788	470,453	485,467	483,857	411,295	449,112

2-1 浄水場使用予定電力使用量(季節別・時間帯別)

月	夏期昼間時間電力使用量 kWh	その他昼間時間電力使用量 kWh	ピーク時間電力使用量 kWh	夜間時間電力使用量 kWh	計
4月		234,806		233,117	467,923
5月		242,150		240,404	482,554
6月		243,175		241,457	484,632
7月	212,572		58,726	269,477	540,775
8月	214,836		59,361	272,370	546,567
9月	203,494		56,235	258,009	517,738
10月		254,259		252,529	506,788
11月		236,056		234,397	470,453
12月		243,601		241,866	485,467
1月		242,778		241,079	483,857
2月		206,418		204,877	411,295
3月		225,393		223,719	449,112
計	630,902	2,128,636	174,322	2,913,301	5,847,161

夏期昼間時間：7月1日から9月30日までの期間で、8時から22時までの時間とする。

ただし、ピーク時間及び休日等に定める日の該当する時間を除く。

その他昼間時間：10月1日から翌年6月30日までの期間で、8時から22時までの時間とする。

ただし、ピーク時間及び休日等に定める日の該当する時間を除く。

ピーク時間：7月1日から9月30日までの期間で、13時から16時までの時間とする。

ただし、休日等に定める日の該当する時間を除く。

夜間時間：ピーク時間及び昼間時間以外の時間とする。

休日等：日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日。

1月2日～4日、5月1日2日、12月30日31日。

3 使用電力量及び最大需要量の実績

23年度			24年度		
利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)	利用月	使用量 (kWh)	最大需要 (kW)
4月	417,210	934	4月	443,008	934
5月	490,815	1,155	5月	460,768	944
6月	446,181	938	6月	492,288	938
7月	499,767	1,194	7月	574,304	979
8月	515,175	1,235	8月	537,088	995
9月	490,661	966	9月	521,760	1,014
10月	452,173	909	10月	484,288	966
11月	411,022	947	11月	—	—
12月	473,709	938	12月	—	—
1月	498,909	976	1月	—	—
2月	453,603	966	2月	—	—
3月	461,921	1,088	3月	—	—
合計	5,611,146		合計	3,513,504	

入札書(第 回)

平成25年2月 日

広島市水道事業管理者 様

競争入札参加者	住所	
	氏名	印
(代理人)	氏名	印

入札公告、広島市水道局契約規程、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程及び仕様書その他契約条件を承知のうえ、次のとおり入札します。

件名											
広島市水道局牛田浄水場で使用する電気											
入札金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
(参考 3年間の予定総額)											
備考	(参考 3年間の予定総額)			(3年間の予定使用電力量)			(小数点第3位を四捨五入)				
	円 ÷ 17,541,483 kWh = . 円										
	基本料金単価				(単位:円/kw)						
	(契約電力に対する単価)										
電力量料金単価				(単位:円/kWh)							
(予定使用電力量に対する単価)											
割引料金				(単位:円)							
(月額)											

- (注) 1 契約にあたっては、本入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価(1円未満の端数を含むことができる。)をもって契約金額とする。
2 入札金額(参考 3年間の予定総額)には、入札者が消費税法第9条第1項規定の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、別紙「入札附属書」により見積もった3年間(履行期間)の合計金額の105分の100に相当する金額を記載すること。
3 割引料金には、長期契約に伴う割引料金等を記入するものとし、力率割引等に伴うものは含めないものとする。
4 競争入札参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載し、押印すること。
5 代理人が入札するときは、競争入札参加者の氏名等を記載し、代理人の氏名欄に当該代理人の氏名を記載して押印すること。開札までに委任状が提出されないときは、本入札書を無効とする。

※ 消費税法第9条第1項の適用について
(該当する方を○で囲んでください。)

- 1 課税事業者
2 免税事業者

課長

入札附属書（入札書積算内訳 第 回）

（提出日を記入）
年 月 日

広島市水道事業管理者 様

（競争入札参加者）

住 所

氏 名

印

（代理人）氏 名

印

区分	基本料金…(1)	電力量料金			割引料金…(3)	合 計
	契約電力：1,400kw 予備電力：1,400kw 標準力率：100% 単 価：_____円 (円)	予定使用電力量	単価	月額…(2)		(1) + (2) - (3)
		(kwh)	(円)	(円)	(円)	(円)
4月		467,923				
5月		482,554				
6月		484,632				
7月		540,775				
8月		546,567				
9月		517,738				
10月		506,788				
11月		470,453				
12月		485,467				
1月		483,857				
2月		411,295				
3月		449,112				
合計		5,847,161	/			(1年間の予定総額)
						(3年間の予定総額)

基本料金の積算方法	
割引料金の積算方法	

- (注) 1 入札附属書は、入札書とともに提出すること。なお、積算にあたって計算の内容を明確に示すことができない場合には、別途積算の内訳を示す書類を袋とじの上添付するか、任意様式に積算の内訳を記載して、入札書とともに提出すること。
- 2 割引料金には、長期契約に伴う割引料金等を記入するものとし、力率割引等に伴うものは含めないものとする。
- 3 基本料金、電力量料金、割引料金、1年間の予定総額、3年間の予定総額(上段)は、消費税及び地方消費税を含む。
- 4 各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額、並びに1年間の予定総額、3年間の予定総額に、小数点未満の端数がある時には、その全部を切り捨てた金額を記載すること。
- 5 3年間の予定総額(上段)は1年間の予定総額を3倍したものとする。
- 6 3年間の予定総額(下段)は、見積もった3年間の予定総額(上段)の105分の100に相当する金額とする。
- 7 入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない(金額が一致していない)場合は、無効とする。**

委任状

平成 年 月 日

広島市水道事業管理者 様

(委任者)

住所 (所在地)

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

(代表者が競争入札参加資格申請において委任した者)

私は、「広島市水道局牛田浄水場で使用する電気（平成25年2月8日開札）」に係る入札に関する一切の権限を下記の者に委任します。

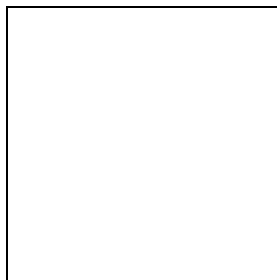
記

受任者（代理人、復代理人）

住所

氏名

受任者（代理人、復代理人）使用印鑑



仕様書に関する質問書

平成 年 月 日

会社名 _____

代表者 _____ 印

連絡先 _____

氏名 _____ 電話 _____ (内線 _____)

仕様書頁等	質問内容